

### 議題3 国民健康保険税条例の一部改正(案)について

#### ○課税限度額の改正

区 分	改正案	現 行	備 考
医療保険分	<u>67万円</u>	<u>66万円</u>	改正
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	
介護保険分	17万円	17万円	
<u>子ども・子育て支援金分</u>	<u>3万円</u>	—	新規
合 計	113万円	109万円	

⇒高所得層の負担を増やすことで、中間所得層の負担に配慮する。

#### ○税率の改正

区 分		改正案	現 行	備 考
医療保険分	所得割	7.03%	7.03%	
	均等割	26,300円	26,300円	
	平等割	30,000円	30,000円	1世帯につき
後期高齢者支援金分	所得割	2.10%	2.10%	
	均等割	4,300円	4,300円	
介護保険分	所得割	1.42%	1.42%	
	均等割	11,400円	11,400円	
<u>子ども・子育て支援金分</u>	所得割	<u>0.25%</u>	—	新規
	均等割	<u>2,000円</u>	—	新規

⇒子ども・子育て支援金の納付に要する費用を徴収するため、現行の保険税課税体系に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額を位置付けられた。子ども・子育て支援金分の保険税の算出については、令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定結果により算出しています。1か月あたり1人平均約333.4円となります。

#### ○軽減判定基準の改正

軽減区分	改正案	現 行	備 考
7割軽減	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	
5割軽減	世帯の所得が43万円 + <u>31万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	世帯の所得が43万円 + <u>30万5千円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正
2割軽減	世帯の所得が43万円 + <u>57万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	世帯の所得が43万円 + <u>56万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正

⇒物価上昇による年金収入増などで、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないようにするため改正する。子ども・子育て支援金についても該当します。